新規就農者農業用機械等導入支援補助金交付要綱

令和　２年　３月　９日

要　綱　第　　６　　号

（趣旨）

第１条　この要綱は、猪名川町の農業後継者及び担い手の確保並びに育成を図るため、新規就農者の就農初期の農業用機械、施設等の整備に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、猪名川町補助金等交付要綱（昭和４９年要綱第４号。以下「補助金要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。夫婦共同型の場合は、夫と妻それぞれを対象者とみなす。）は、次に掲げる全ての要件を満たす新規就農者とする。

⑴　農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１４条の４第１項の規定に基づき、青年等就農計画の認定を受けた農業者であること。

⑵　青年等就農計画の認定を受けてから５年以内であること。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象事業者が自らの農業経営のために必要な農業用機械及び農業用施設付帯設備等（以下「農業用機械・施設等」という。）を購入する事業とする。

２　農業用機械・施設等は、前条第１号の認定を受けた青年等就農計画（以下「認定青年等就農計画」という。）に基づき農業経営するために必要かつ基幹的なものであって、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

⑴　認定青年等就農計画に示された経営面積、作付面積等に対して、適切な規模及び性能であること。

⑵　原則として、製造業者等から購入する新品のものであること。

⑶　農作業以外に汎用性が低いものであること。

⑷　当該農業用機械・施設等の購入に当たり、国、地方公共団体等による補助を受けていないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、農業用機械・施設等の取得費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条の対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、一対象者に対して交付する上限額は対象事業数にかかわらず５０万円とする。

２　前項の補助金の額に１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助回数等）

第６条　補助金の交付の回数は、第２条第２号に規定する期間内に１回限りとする。

（事業実施計画の承認申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助希望事業者」という。）は、あらかじめ新規就農者農業用機械等導入支援事業実施計画承認申請書（様式第１号）に次の書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

⑴　取得する農業用機械・施設等の見積書及びカタログの写し

⑵　保管場所の位置図

⑶　その他町長が必要と認める書類

（事業実施計画の承認）

第８条　町長は、前条の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、当該事業実施計画を承認し、新規就農者農業用機械等導入支援事業実施計画承認通知書（様式第２号）により当該補助希望事業者に通知するものとする。

（変更等承認申請）

第９条　前条の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）は、対象事業の内容を変更しようとするとき、又は対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ新規就農者農業用機械等導入支援事業実施計画（変更・中止）承認申請書（様式第３号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第１０条　承認事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金要綱第６条の規定により交付の申請をしなければならない。この場合において、補助金の申請内容に変更が生じた場合には、補助金要綱第１０条の規定により変更の申請をしなければならない。

（補助金の交付決定）

第１１条　町長は、補助金の交付の決定又は不交付の決定をしたときは、補助金要綱第７条の規定により、当該承認事業者にその旨を通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第１２条　前条の決定を受けた者（以下「補助決定事業者」という。）は、対象事業が完了したときは、補助金要綱第１２条に規定する補助事業等実績報告書に、同条で規定する提出書類のほか、次の各号に規定する書類を添えて町長に提出しなければならない。

⑴　対象事業の実施に要した経費の支払を証する書類の写し

⑵　対象事業の写真

　（補助金の額の確定）

第１３条　町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金要綱第１３条の規定により、当該補助決定事業者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１４条　補助金の請求及び交付は、補助金要綱第１５条の規定により行うものとする。

（取得財産の管理）

第１５条　この要綱に定める補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、補助対象の農業用機械・施設等について、補助金の交付目的に従い、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において適正に管理しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第１６条　受給者は、補助対象の農業用機械・施設等について、法定耐用年数の期間内において、当該農業機械等を毀損し処分しようするとき、又は滅失したときは財産処分等承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の返還）

第１７条　町長は、受給者に対し偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるとき、農業以外の職業従事が主であると認められたとき、又は当該農業用機械・施設等の法定耐用年数の期間内に農業を辞する場合は、その全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。